

県子ども・子育て支援事業支援計画における区域の設定（案）について

《基本指針（案）—抜粋—》

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域（以下「都道府県設定区域」という。）を定めること。その際、都道府県設定区域は、2の（二）の（2）に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の（二）の（2）に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

区域の設定を検討する上でのポイント

1 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案

市町村の地理的条件等により異なり、今後決定される予定
（小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、1市町村1区域～6区域程度）

2 隣接市町村間等における広域利用等の実態の把握

- （1）各市町村の平成26年2月1日現在の幼稚園及び保育所の広域利用の状況については、資料4-2のとおり。
- （2）広域利用の割合は幼稚園で3.5%、保育所で1.9%と低い。

3 教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準（資料3-1参照）

（1）需給調整の基本的考え方

- ① 認定こども園、保育所から認可・認定の申請があった場合、適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定する。

- ② ただし、以下に該当する場合には、認可・認定しない(需給調整)ことができる。

（認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項）

需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) →原則認可

需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) →需給調整

(※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

- （2）子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整
- （3）幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整
- （4）教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

4 民間保育所の認可について

《児童福祉法第 35 条第 4 項》

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、**都道府県知事の認可**を得て、児童福祉施設を設置することができる。



《地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項》

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、**条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。**この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。



《和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条 一抜粋一》

次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。

75 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下この項及び次項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第 35 条第 4 項の規定による認可及び同条第 7 項の規定による承認(保育所及び児童館に係るものに限る。)	各市町村(和歌山市を除く。)
--	----------------

5 現在の民間保育所及び認定こども園新設等の際の取扱いについて

(1) 民間保育所の新設

- ① 設置者(社会福祉法人等)は、施設の所在する市町村と協議
- ② 市町村は、施設の必要性を検討(市町村内の需要と供給を基に判断)
- ③ 市町村長が認可又は認可しないの判断

(2) 幼保連携型認定こども園の新設

- ① 民間保育所の新設
上記(1)と同様の取扱い
- ② 民間幼稚園の新設
 - ・設置者(学校法人、社会福祉法人等)と県で協議
 - ・施設設置市町村に意見照会
 - ・市町村は、施設の必要性を検討(市町村内の需要と供給を基に判断)
 - ・県私学審議会で審議、知事が認可又は認可しないの判断

【県区域設定案】

■案 1

- ・中核市である和歌山市を1区域、他の市町村については、県振興局の所管区域（保健・福祉に関する事項のみ）である7区域の合わせて8区域で設定

- ① 和歌山市区域（和歌山市）
- ② 海草区域（海南市、紀美野町）
- ③ 那賀区域（紀の川市、岩出市）
- ④ 伊都区域（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町）
- ⑤ 有田区域（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）
- ⑥ 日高区域（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）
- ⑦ 西牟婁区域（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）
- ⑧ 東牟婁区域（新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村、串本町、古座川町）

【デメリット】

- ① 市町村にとって望まない認可をしなければならなくなる。（下記例のD町の認可）
- ② 市町村合併により、1市町村あたりの面積が大きくなっており、子どもが通園することを考えると、郡単位の広い地域を区域として設定するのはどうか。
- ③ 広域利用の割合が低く、広域利用については、市町村間において定員の空き状況に応じて対応している。

（例）

本県区域の例として、D町に民間保育所の認可申請があった場合、D町としては需要量が供給量を下回っているため、新たな保育所設置の必要性はないが、県の設定区域の需要量が供給量を上回っているため、原則認可しなければならない。

仮に今回の認可により、D町で定員20人を認可した場合、区域全体で需要と供給が均衡し、その後、A市へ施設の認可申請があった場合でも、「認可しないことができる」だけであって、需要が供給を上回っているA市としては、おそらく認可することになる。



■案2

- ・ 1市町村を1区域として30区域で設定

【デメリット】

県計画において、30の区域が存在することになり、区域ごとに、量の見込み、確保内容・実施時期などを記載する必要があり、広域利用の実態を反映しているといえるかどうか。ただし、本県では、民間保育所の認可権限を各市町村に権限移譲しており、需給調整の判断基準となることを考えた場合、現在の認可・認定等の取扱と同様であり妥当ではないか。

【参考】

市町村担当者会議における市町村の意見聴取結果（平成26年3月4日・5日に開催）
（民間保育所の認可権限を移譲しているため）

- 案1に賛成・・・・・・・・1市町村
- 案2に賛成・・・・・・・・27市町村
- 特に意見なし・・・・・・・・2市町村